

令和4年度 第1回豊田市都市計画審議会 会議録

開催日時：令和4年11月15日（火） 午前10時～正午
開催場所：豊田市役所 南51会議室（南庁舎5階）
出席委員：石川 良文 川口 暢子 嶋田 喜昭 野澤 英希
山岡 俊一 吉村 晶子 横条 鈞 岩田 淳
近藤 厚司 作元 志津夫 鈴木 章 羽根田 利明
川村 悦司（小井手秀人 代理） 山田 敏司
岡本 渉 梅村 豊作
以上 16名

事務局出席者：企画政策部 辻部長 加藤副部長
都市計画課 花田課長
河川課 須藤課長

議 事 等：第1号議案 豊田都市計画緑地の変更について
第2号議案 豊田都市計画生産緑地地区の変更について
第1号諮問 特定生産緑地の指定について
第1号報告 豊田市立地適正化計画の変更について

（開会時間 午前10時）

開 会

委嘱状伝達

会長選出→嶋田喜昭委員

付議書及び諮問書伝達

太田市長挨拶

会議録の公表について

- ・本日の会議録は、審議会運営規程第9条第4項に則り、豊田市のホームページ、市政情報コーナーにおいて一般公開

審議会成立条件の報告と今審議会の出席状況の報告

- ・18名の委員のうち、16名が出席
- ・審議会条例第6条第3項の規定による「2分の1以上」の出席であるため、審議会は成立

会議録署名者の指名

- ・会議録署名者 石川良文委員、岩田淳委員

議案審議

第1号議案 豊田都市計画緑地の変更について

内容説明

<都市計画マスタープランにおける公園・緑地の整備の方針>

- ・「豊田市都市計画マスタープラン」では、本市の都市づくりの方針の一つに「緑の骨格構造」を位置づけ、緑地や都市公園等といった緑の拠点を河川や緑道でつなげることに、水と緑のネットワーク形成を図ることとしている。
- ・そのネットワークの形成に向け、「緑の骨格構造」として、西部緑地から都心・中央公園を経て鞍ヶ池公園に至る東西の緑の軸となる「緑の環境都市軸」、本市の都心を取り囲み、都市環境の改善や都市景観の形成を図る「緑の内環」、市街地周辺の都市近郊林や農地により生物多様性の保全や都市景観形成の維持を図る「緑の外環」、市街地と田園や森林等の自然環境が広がる地域を結び、レクリエーション利用や防災・親水等の機能を担う「河川環境軸」の4つの軸を位置付け、それぞれの構造を明確にすることで、水と緑との調和が図られた都市の実現をめざしている。

<都市計画マスタープランにおける秋葉緑地・矢作緑地の位置付け>

- ・「豊田市都市計画マスタープラン」では、秋葉緑地と矢作緑地を、都心にうるおいとやすらぎを与える重要な緑の環状軸である「緑の内環」の一部として位置付けており、公園等の緑の拠点を、緑地で繋げることで、都市環境の改善、良好な都市景観の形成、延焼を防ぐ防災ライン及びレクリエーション機能の確保を図ることとしている。

<緑の基本計画における公園・緑地の整備の方針>

- ・「豊田市緑の基本計画」では、めざす緑の姿を、「まちと人に多様な豊かさをもたらすとよたの緑」とし、『つなげる・ふやす・そだてる・まもる・いかす』の5つの基本方針により、めざす姿を実現していくこととしている。この方針に基づく施策として、「矢作川河川環境の整備と活用」、「緑道ネットワークの整備と活用」を掲げており、今回変更する緑地についても、活用を見据えた緑地整備を図っていく。

<都市計画変更の背景>

- ・矢作川には「鵜の首」と呼ばれる川幅の狭い狭窄部があり、平成12年の東海豪雨では、当該狭窄部の影響により市街地で甚大な被害が生じた。
- ・また近年、全国各地で自然災害が頻発し、合わせて気候変動により河川災害が激甚化していることを背景に、令和2年に鵜の首狭窄部の開削と明治用水頭首工湛水区間の河床浚渫を行う「鵜の首地区の水位低下対策事業」の実施が決定した。
- ・鵜の首狭窄部の開削は、川幅を現在の約100mから約180mに拡幅することで、河川

水位を低下させ、市街地の安全を確保する計画である。令和 2 年度から概ね 10 年で進めていく計画をしており、現在は河床の河道掘削が進められている。狭窄部の開削については、現在、用地取得に向けた準備が進められており、用地取得が完了した後、速やかに工事に着手していく予定である。

- ・開削事業に伴い創出される高水敷は、散策等といったレクリエーションでの利用が可能となるため、都市計画緑地の区域と矢作川の河川区域との整合を図りつつ、上位計画における位置づけ等を踏まえ、秋葉緑地及び矢作緑地の区域を変更する。

<都市計画変更案について>

- ・河川改修事業に伴い、新たに創出される河川敷を活用するため、樹林地等で構成される緑地の一部について、レクリエーション等に利用する河川敷緑地への変更を行うものであり、秋葉緑地の一部を矢作緑地へ変更する。
- ・秋葉緑地について、約 18.2ha から約 7.6ha へ、矢作緑地について、約 223.4ha から約 246ha へ変更する。
- ・秋葉緑地の区域は、昭和 36 年の当初決定時において、道路や河川を区域界としている。今回の変更においては、河川改修事業との整合を図りつつ、周辺の河川や道路が整備されたことによる整備後の地形に合わせた明確な区域界とするため、東側を市道竜宮平山線、北側を市道秋葉線、西側を整備後の安永川の河川区域及び地番界を区域界とする。
- ・矢作緑地は、東側を整備された河川堤防及び河川区域、南側は新たに創出される高水敷の南端とし、西側は道路界とする。

<都市計画手続の状況>

- ・説明会は、令和 4 年 7 月 28 日に、豊田市消防本部屋内訓練場にて、国土交通省の矢作川鵜の首地区水位低下対策事業の説明会と合同で開催し、参加者は 41 名であった。
- ・緑地変更に係る関係機関協議として、矢作川漁業協同組合と協議を行い、矢作緑地全体を見通した議論を継続して行っていくようにとの意見があった。また、河川管理者である国土交通省との管理予定者協議においては、「緑地の整備にあたり河川法の手続が必要な場合は、予め協議を行うように」との意見を付されて、本計画への同意を得た。
- ・令和 4 年 10 月 5 日から 10 月 20 日まで、都市計画の案の縦覧を、豊田市都市計画課窓口及びホームページにて実施し、窓口での縦覧は 0 件、ホームページでの縦覧は 27 件であり、意見書の提出はなかった。
- ・今後の予定については、本日の審議会後、愛知県への協議を経て、令和 5 年 1 月の都市計画決定告示を予定している。

以上

質疑応答

○野澤委員

- ・秋葉緑地から矢作緑地に変更になる部分について、レクリエーションによる活用を行う

とのことだが、既存の緑地との関連も含めて、具体的にはどのように整備、デザインされるのか。

○事務局

- ・河川改修事業の事業期間は概ね 10 年とされていることから、まだ具体的な整備内容は決まっていないが、上流の河川敷と同様にサイクリングロードや散策路の整備により、親水性や回遊性を高めることが想定される。
- ・具体的な整備内容については、今後議論を深めていきたい。

○野澤委員

- ・レクリエーションでの河川敷利用者について、災害時や増水時等の被害を防止するための対策は現在どのように行っているか。
- ・また、新たに整備する部分について、どのように行っていくか。

○事務局

- ・現地での周知のほか、降雨等で危険が予測される際には、公園・駐車場等を閉鎖している。新たに整備する部分も同様の取扱いが想定される。

○野澤委員

- ・河川改修事業に係る掘削土の搬出について、処分及び活用はどのように行っているか。

○事務局

- ・河川改修事業により発生する残土は、全体で約 105 万 m^3 発生する見込み。そのうち、現在施工中の河床掘削で生じる約 40 万 m^3 については、西尾市一色町の干潟造成地に搬入され、あさりの養殖に活用されている。
- ・狭窄部の開削により生じる残土については、具体的な処理先・活用方法は現在検討中である。

○梅村委員

- ・豊田市環境基本計画において、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が位置付けられている。当該計画では森林、緑地の整備を行っていくとされているが、今回の秋葉緑地の変更により、樹林地が減少することになる。
- ・秋葉緑地に隣接する安永川について、河道が整備され広くなっており、また掘込構造の河川で安全性が高い。秋葉緑地の変更で減少した樹林地について、安永川を活用して新たに緑地整備することはできないか。

○事務局

- ・変更する矢作緑地の区域には、河川の水面を含んでいるため、矢作緑地及び秋葉緑地の変更により、合計の緑地面積は増加するが、樹林地としては減少することになる。
- ・安永川は環境に配慮した整備がされており、豊田市緑の基本計画における「緑の環境都市軸」においても、都心と「緑の内環」、「河川環境軸」を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る上で重要な河川となっている。
- ・今回の秋葉緑地の変更に際して、安永川の活用も検討したが、緑の基本計画等の上位計画への位置付けが明確でなかったため、緑地整備の検討までは至っていない。

- ・今後緑の基本計画の見直しを行う際に併せて検討を行っていききたい。

○川口委員

- ・秋葉緑地の区域の変更について、安永川沿いや市道秋葉線の北側など、都市計画緑地から除外される部分があるが、区域の検討はどのように行ったか。今後、除外する部分はどのように取り扱うか。
- ・また、矢作緑地の区域の変更について、区域を追加する理由及び除外する理由は何か。

○事務局

- ・秋葉緑地の区域の考え方については、昭和 36 年の当初決定時と同様に、道路や河川等の地形・地物と周辺の土地利用状況から区域を決定している。西側は安永川との境界であり、整備により河川区域が広がったことにより、秋葉緑地の区域を変更する。北側は当初決定時に存在した道路との境界であったが、市道秋葉線が整備されており、現在の道路に合わせた区域に変更する。東側は市道竜宮平山線が緑地の管理や安全性を考慮して整備されたため、地形地物である当該道路を区域界としている。
- ・矢作緑地について、河川敷緑地として河川区域を活用することを想定して区域設定を行っている。追加部分は、河川の堤防整備で河川区域が拡大したことにより、矢作緑地の区域を変更する。除外部分は個人の所有地であるが、昭和 42 年の都市計画決定時には、当時の河川計画を参照して矢作緑地の区域を設定しており、今回の変更では、河川改修事業により河川計画が変更されたことに伴い、矢作緑地の区域からも除外するものである。

○吉村委員

- ・変更後の秋葉緑地について、眺望が優れており、また環境教育においても重要な緑地である。新たに創出される河川敷においては、これらの観点を考慮して活用方法を検討していただきたい。

○事務局

- ・眺望に優れた場所であるため、いただいたご意見も踏まえて検討を進めていきたい。

○山岡委員

- ・現状で秋葉緑地はどのように市民に利用されているか。また、区域の変更に伴って利用方法はどのように変化するか。

○事務局

- ・現在、秋葉緑地内は樹林地であり、国及び豊田市の所有地のほか、個人の所有地となっているが、保全する緑地として位置づけられている。区域の変更後も同様の位置付けであり、一般に開放して緑地内を利用することは想定していない。

○岡本委員

- ・現在でも鵜の首橋の交通量は多い。新たに河川敷を利用していく上で、鵜の首橋の交通はどのように調整されるか。

○事務局

- ・河川改修事業による鵜の首狭窄部の開削に伴い、鵜の首橋は撤去される予定である。架

け替えについては、上流の竜宮橋の4車線化事業完了後の交通状況、鵜の首橋周辺の交通状況を踏まえつつ、地域の意見を伺いながら検討することになる。

○岡本委員

- ・鵜の首橋の撤去時期は決まっているか。

○事務局

- ・現在は事業に係る用地取得の段階であり、実際の工事の時期は未定である。河川改修事業の詳細なスケジュールが決まり次第、地域に対する説明会が行われる予定である。

○嶋田会長

- ・鵜の首の開削に伴い、堤防道路等の周辺の交通や、矢作川の対岸へ渡る経路はどのように調整するか。

○事務局

- ・河川改修事業の実施中は、都市計画道路高橋細谷線の竜宮橋を迂回路として使用することになる。その後の鵜の首橋の架け替えについては、今後検討を行っていくことになる。

○嶋田会長

- ・地域住民の意向としてはどうか。

○岡本委員

- ・鵜の首橋がなくなることには反対意見が出るのが予想される。川を渡る朝の交通量は多く、竜宮橋と鵜の首橋で交通を分散させている状態のため、同じ位置に再設置することが望まれるのではないか。

○嶋田会長

- ・鵜の首橋の架け替えについて、地域意向について十分に考慮されたい。
- ・鵜の首開削に伴う貴重動植物への影響はどのようなものがあるか。

○事務局

- ・過去の調査によると、開削部周辺はコナラ群生地となっており、常緑広葉樹の多い樹林地となっている。また、竜宮橋周辺の河畔部では、愛知県のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているカヤネズミの生息が確認されており、鵜の首開削部周辺にも生息している可能性があるほか、鳥類としてはサンショウクイの生息の可能性があるとしてされている。
- ・国の事業実施にあたっては、これらの動植物の生態系に配慮するよう求めていく。

○嶋田会長

- ・ビオトープの設置予定はあるか。

○事務局

- ・現時点では国から予定があるとは聞いていない。

○嶋田会長

- ・第1号議案 採決→全員賛成 原案通り承認

第2号議案 豊田都市計画生産緑地地区の変更について

第1号諮問 特定生産緑地の指定について

内容説明

<生産緑地地区の概要について>

- ・生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地などを保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度である。
- ・豊田市の生産緑地地区は、平成17年合併以前の旧豊田市域で平成4年12月、旧藤岡町の区域で平成22年4月に指定されている。

<生産緑地地区の指定要件>

- ・1つ目は、市街化区域内に存在する農地であること。2つ目は、公害又は災害の防止や良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する土地として適していること。3つ目は、面積が一団で500㎡以上の農地であること。4つ目は、農業の継続が可能な土地であること。

<生産緑地地区に指定した場合>

- ・建築物の建築や宅地造成等の行為について、制限がかかる。
- ・課税制度が変わり、市街化区域内農地の宅地並み課税から、一般農地としての農地に準じた課税となる。
- ・農業支援として、市や農業委員会から生産緑地の管理のための必要な助言等を受けることができる。

<生産緑地地区の除外要件>

- ・1つ目は、地権者からの「買取申出」による場合。2つ目は、道路や公園などの公共施設等として市等の地方公共団体が取得した場合。3つ目は、前述の理由により除外されたことにより、一団の面積要件を満たさなくなった場合。
- ・「買取申出」を行う要件とは、生産緑地地区の指定後30年が経過した場合と、主たる農業従事者の死亡又は故障により、農業の継続が不可能となった場合である。
このいずれかの理由が発生した時、所有者側の意向により、市に対して買取を申し出ることができる制度となっている。
- ・豊田市では指定後30年が経過するのは、令和4年12月であるため、今回の変更は、主たる従事者の死亡又は故障となったもののみが対象となる。

<買取り申出後の手続>

- ・生産緑地地区は、指定する要件として、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していることとしているため、買取申出が市に提出されると、市などの地方公共団体は、公共施設用地として買い取るか否かを判断する。
- ・公共団体が買取った場合は、公園や道路等の公共施設として整備されることとなり、

買取らなかった場合は、当該農地を農業委員会等から新たな農業従事者に対して、斡旋を行う。その結果、不成立となったときは、買取申出から3か月後に行為制限の解除がなされ、建築物の建築や宅地造成などが可能になる。

- ・これらの公共施設として整備する箇所や、行為制限が解除された箇所などを生産緑地地区から除外するために、都市計画の変更の手続きが必要である。

<生産緑地地区の変更内容>

- ・今回の変更は、令和3年10月から令和4年8月までに行為制限の解除等がされたものを対象としている。
- ・変更前は、団地数が305団地、面積が約43.6haであったが、今回の変更で、団地数は301団地、面積は約42.4haとなる。
- ・変更面積の内訳としては、団地のすべてを除外とする変更により6団地減、約0.9ha減、団地の一部を除外する変更により約0.5ha減、その他地積更正や団地が分断されたことに伴う団地番号の追加変更により、2団地増、約0.2ha増である。

<変更する生産緑地地区>

- ・今回の変更理由について、「主たる農業従事者の死亡または故障による行為制限解除によるもの」が最も多く11箇所、「公共事業による行為制限解除」が2箇所、「地積更正」が4箇所となっている。
- ・このほか、行為制限解除により生産緑地地区が除外されることに伴い、団地が分断され、新たに団地番号を見直したものが2箇所ある。
- ・「主たる農業従事者の死亡または故障による行為制限解除によるもの」として、行為制限の解除後に集合住宅の建築がされている事例がある。また、「公共事業による行為制限解除」として、市が道路用地として取得した事例がある。

<縦覧結果と今後の都市計画決定手続き>

- ・令和4年10月5日から10月20日まで、都市計画の案の縦覧を、豊田市都市計画課窓口及びホームページにて実施し、窓口での縦覧は0件、ホームページでの縦覧は33件であり、意見書の提出はなかった。
- ・本日の審議会を経たのち、愛知県への協議、回答を受け、令和5年1月に都市計画決定告示を予定している。

<生産緑地法の改正の経緯>

- ・都市農業の多様な機能の発揮を目的として、平成28年5月に「都市農業振興基本計画」が閣議決定された。
- ・都市農業振興に関する新たな方針に基づき、農地の保全及び活用がより一層推進されるよう生産緑地法の一部が改正され、新たに特定生産緑地制度が創設された。

<特定生産緑地制度>

- ・生産緑地の指定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となるため、農地から都市的土地利用に転換されるケースが増えると予想される。

- ・特定生産緑地に指定することで、税制特例措置期間を10年毎に延長し、30年経過後も都市農地の保全を図っていく。豊田市では、指定から30年を迎える令和4年12月までに、土地所有者の意向に基づき、特定生産緑地に指定する。
- ・特定生産緑地に指定すると、営農義務が継続されるとともに、税制特例措置期間が10年延長され、引き続き農地課税となる。また、相続税の納税猶予の適用が可能となり、これまでと同様に、主たる農業従事者の死亡または故障以外の理由での買取申出はできない。
- ・特定生産緑地に指定しない場合は、宅地並み課税となるが、農地利用の場合に限り、激変緩和措置が適用され、5年間で段階的に宅地並み課税まで引き上げられる。また、相続税の納税猶予は、現世代に限り継続され、次の相続での納税猶予は適用されない。なお、いつでも買取申出が可能となる。

<特定生産緑地指定までの流れ>

- ・令和元年10月に土地所有者を対象とした制度説明会を開催し、その後、意向調査を実施した。この意向調査にて「指定する」と回答された方から申出書を受付したのち、農業委員会から助言を受けつつ、現地にて管理状況を調査した。
- ・現地調査を終えた土地について取りまとめを行い、都市計画審議会にて諮問を行う。申出期間は、令和2年3月から令和4年3月までの2年間にわたり、一部を令和3年12月、残りを今回の令和4年11月の2回に分けて諮問している。
- ・申出地については都市計画審議会での諮問を経て、令和4年12月に指定公示する予定である。

<特定生産緑地の指定申出の結果について>

- ・豊田市における指定申出の結果は、面積ベースで「指定する」が69.2%、「指定しない」が30.8%となっている。
- ・国と愛知県を対象とした、令和4年6月末時点の意向調査結果と比較すると、全国では89%、愛知県では80%が「指定する」を希望しており、豊田市は「指定しない」を選択する割合が高いことがわかる。
- ・今回の諮問について、現在指定の意向がある29.5haのうち、令和3年度の都市計画審議会での諮問した20.6haを除く9.5haを対象とする。また、令和3年度諮問分のうち0.7haについては、指定申出の取り下げがあったため、指定しない。

<特定生産緑地に指定する事例の紹介>

- ・特定生産緑地は筆ごとに指定が可能であり、当該の団地の場合、指定から30年を経過すると特定生産緑地に指定される区域と、特定生産緑地に指定しない区域にわかれる。特定生産緑地に指定しない生産緑地については、今後都市的土地利用が見込まれるが、生産緑地の行為制限が解除されるまでは、営農義務が継続される。

以上

質疑応答

○川口委員

- ・令和4年度に特定生産緑地へ指定しない意向を示したものを含めると、「指定しない」の割合は資料で示した30.8%から増えるということか。
- ・指定しない場合は都市的土地利用への転向が見込まれるが、一方で市街化区域内の貴重な緑地の面積が減少することにもなる。生産緑地から都市的土地利用へ転換する場合、どのような用途への変更が多いか。

○事務局

- ・特定生産緑地へ指定するか否かの意向調査においては、指定しない場合の土地利用方法までの調査は実施していない。過去の生産緑地で行為制限の解除を受けた土地の利用状況を調査すると、15%が農地のまま利用しているが、およそ70%が宅地化、残りは駐車場等の用途へ変更していることから、全体の85%が都市的土地利用へ転換していることがわかっている。特定生産緑地に指定しなかった生産緑地についても、同様の土地利用が進むことが想定される。

○嶋田会長

- ・特定生産緑地へ指定しない意向の割合について、説明してほしい。

○事務局

- ・令和3年度から令和4年にかけて指定の意向を取下げた生産緑地を含めて、今回の資料で示した30.8%が最終的な特定生産緑地に指定しない割合である。

○川口委員

- ・生産緑地を解除した土地において、解除後の土地利用をコントロールすることは難しいため、都市内の緑地の維持や新たに創出することが困難になり、市街化区域内の緑地環境へ影響を与えることが懸念されるため、上記の質問をさせていただいた。

○嶋田会長

- ・これまでに、生産緑地の買取申出に対して、市が生産緑地を買い取り、公共施設として整備した事例はあるか。

○事務局

- ・買取申出に対して、市が買い取った事例はない。ただし、都市計画施設等、何らかの事業計画がある場合は、当該事業の中で生産緑地に指定されている土地を買収した事例はある。

○嶋田会長

- ・市として生産緑地をグリーンインフラとして活用する方針はあるか。

○事務局

- ・防災の観点では、個別の開発において、土地利用計画審議会事務局の計画を踏まえた雨水流出抑制等を行っており、雨水貯留等を想定した緑地の確保、活用の方針はない。

○嶋田会長

- ・生産緑地の買取申出において、他の農家への斡旋でも購入された事例はないか。

○事務局

- ・事例はない。

○石川委員

- ・特定生産緑地への指定意向の調査において、「指定する」、「指定しない」ことについて、理由の調査は行っているか。

○事務局

- ・意向は確認しているが、理由までは調査していない。

○石川委員

- ・豊田市は特定生産緑地へ指定しない意向の割合が全国的に見ても、愛知県内でも高い割合となっており、少し時代と逆行しているように見受けられる。
- ・都市内の農地について、宅地化すべきものから都市にあるべきものへと、大きな転換が示されたと思うが、そのことについて豊田市の方針はどうか。また、その内容について、説明会において周知しているか。

○事務局

- ・生産緑地は個人の意向を尊重する制度設計になっているため、市が緑地として保全していくことが難しいが、都市の貴重な緑地として、都市的土地利用と調和を図りながら適切に保全していく方針である。一方で、豊田市は市街化区域が狭くコンパクトな都市であるため、市の核となる市街地である重点居住促進区域内の生産緑地については、宅地化を促していきたいと考えている。
- ・令和元年に開催した説明会において、市の方針を説明している。

○石川委員

- ・「豊田市都市計画マスタープラン」においても、都市内の農地を保全する方針が示されている。
- ・豊田市には旺盛な宅地需要があると思うが、今後人口減少期を迎えることや、現在でも市街地での空き家が現れていることを踏まえると、これらのバランスを考慮して土地利用を図っていく必要がある。

○嶋田会長

- ・第2号議案 採決→全員賛成 原案通り承認
- ・第1号諮問 意見確認→全員意見なし 原案について審議会として意見なし

第1号報告 豊田市立地適正化計画の変更について

内容説明

<豊田市立地適正化計画について>

- ・人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等に備え、市街化区域等で人口密度を維持するために、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティを形成していく。
- ・豊田市立地適正化計画においては、主要な鉄道駅を核として位置づけ、多核ネットワーク型都市構造を確立し、居住機能や都市機能を集積することで、持続可能な都市の形成を図ることとしている。都市計画区域を立地適正化計画の区域としており、平成17年合併前の旧豊田市域と、藤岡地区が該当している。
- ・都市づくりの方針として、居住人口の確保のため、市街化区域全体の居住及び都市機能等の維持及び核での居住及び都市機能等の更なる集積を図る。また、多世代共生のため、高齢者が歩いて暮らせる市街地の構築や、子育て世代に選ばれる市街地の構築を図る。
- ・居住誘導区域について、豊田市の市街化区域の面積が小さいこともあり、市街化区域のうち住居系用途地域の全域を指定している。さらに、居住誘導区域を2種類に分け、主要な鉄道駅を核とした重点居住促進区域、その他の地域を居住促進区域としている。
- ・都市機能誘導区域について、居住集積とともに都市機能等の集積を図る区域として設定し、豊田市立地適正化計画においては、拠点形成区域という名称で指定している。都市機能誘導区域において集積すべき施設は、スーパーマーケット等の生鮮三品を扱う小売店舗、高齢者や子育ての生活支援を行う施設、また、高次な都市機能として豊田市の都心部のみ、百貨店や文化施設としている。

<法改正の趣旨>

- ・頻発、激甚化する自然災害への対応のため、防災まちづくりの推進の観点から総合的な対策が必要となってきた。都市のコンパクト化と併せた災害に強い安全なまちづくりの推進のため、令和2年に都市再生特別措置法の改正が行われた。
- ・改正のポイントとして、災害エリアを踏まえた防災まちづくりの推進のため、居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外すること、居住誘導区域内の防災対策・安全確保策を定める防災指針を作成することが義務付けられた。

<防災指針の作成>

- ・防災指針は、主に居住誘導区域における住宅や誘導施設の立地の誘導を図るため、都市の防災、減災対策を定めた指針となる。
- ・作成の流れについて、まず災害リスクの分析及び課題の抽出を行い、課題に対する取組方針、具体的な取組を検討し、最後にスケジュールと目標値を設定する。
- ・これまでの立地適正化計画では、公共交通基本計画や住宅マスタープラン等の、市街地整備に関係する計画との結びつきが強かった。今後は、防災部局や河川部局が所管する計画との連携も強めていく取組を行っていく。
- ・防災指針の作成に係る課題抽出からの具体的なイメージとして、まず地域ごとに災害ハザード関係のデータを重ね合わせ、ここは洪水災害に弱い、土砂災害に弱いといった洗い出しを行い、それぞれの地域の課題整理を行う。次に、課題への対策として、例えば洪水の場合、避難場所を新設する、貯留機能を高めるといった方針を打ち出し、方針に応じた具体的なハード面、ソフト面の対策を検討する。最後に、これらの内容を取りま

とめ、短期、中期、長期のスケジュールを組み、達成目標を設定する。

<災害リスク分析の状況>

- ・豊田市では、土砂災害、水害、地震等の災害リスクが想定される。このうち土砂災害に関するハザード情報については、平成 31 年に現行の立地適正化計画を策定した際に、居住誘導区域から除外を行っている。今回のリスク分析においては、水害と地震に関する分析を主として行っていく。
- ・水害リスクにおいて、1,000 年に 1 度の水害を想定した、想定最大規模について分析を行った。豊田市では、中心市街地と南部の矢作川流域において、浸水深が深く、リスクが高い傾向にある。豊田市の居住誘導区域は面積約 4,116ha、人口は約 278,000 人が居住しているが、このうち面積約 925ha、人口約 58,000 人が床上浸水、面積約 764ha、人口約 49,000 人が 1 階以上水没、面積約 670ha、人口約 43,000 人が 2 階以上水没となっている。
- ・また、豊田市駅南東部について、3 日以上浸水が継続する区域が 77ha あることがわかっていく。
- ・これらのことから、浸水エリアが広域にわたること、2 階以上の水没、5m 以上の水没が想定される面積が大きく、垂直避難が困難な建物が多いこと、浸水が 72 時間以上継続する地域があることが課題として挙げられ、対策となる取組を行っていく。
- ・続いて、矢作川に対し 150 年に 1 度の水害を想定した計画規模について、想定最大規模と比較すると、全体の浸水想定区域は小さくなるが、豊田市駅周辺は区域の大きさは変わらず、浸水深のみが浅くなる結果となった。当該地は浸水が起こりやすい地域であることがわかる。
- ・課題をまとめると、矢作川流域の誘導施設が集積する地域で浸水リスクが高く、また垂直避難が困難な建物が多いことがわかり、今後は避難誘導や避難場所の確保等で具体的な対策が求められる。防災部局と連携し、取組を行っていく。

<防災指針の作成体制>

- ・庁内においては、立地適正化計画策定検討部会を設置し、関係機関との調整を行う。
- ・有識者会議からの意見、パブリックコメント等による市民からの意見を受け、最終的に都市計画審議会の諮問を経て決定、公表となる。

<防災指針の作成スケジュール>

- ・令和 5 年 3 月までに防災指針案を作成し、令和 5 年 5 月にパブリックコメントを予定している。
- ・都市計画審議会においては、令和 5 年秋ごろの諮問を予定している。

以上

質疑応答

○横条委員

・防災指針の策定について、鶴の首の開削による災害リスクの低減は反映されるのか。

○事務局

・河川改修事業については、効果に関する詳細なデータが国から提供されていないため、現時点では防災指針の策定において効果の分析、反映はできていない。

○横糸委員

・当該事業による災害リスクの低減の効果は大きな期待が寄せられている。防災指針に反映させることで、効果の周知にもつながると考える。

○事務局

・豊田市としても河川改修事業の効果には期待している。効果に関するデータの提供を国に働きかけていく。

(閉会時間 正午)